

平成27年11月27日

小売業・飲食店を構成員にもつ団体等の長 殿

仙台労働基準監督署長

第三次産業における適正な労務管理等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署で受け付けた賃金、労働時間・休日、解雇等の労働相談は増加傾向にあり、平成27年も年間1万件を超えるペースで推移しておりますが、特に小売業、飲食店等の第三次産業の労働者からの相談はその約30%を占め、高い割合を示しております。

また、当署管内において発生した休業4日以上労働災害は、平成27年10月末日現在、1,016件と昨年同期を73件(6.7%)下回っているにもかかわらず、第三次産業における労働災害は増加傾向にあります。特に、飲食店においては、休業4日以上労働災害が10月末時点で70件発生し、昨年同期と比べ25件(55.6%)の大幅増加となっております。

さらに、昨今、マスコミ等で「ブラックバイト」と称し、若者を劣悪な労働条件下で雇用することが問題視されていることや、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するための「ストレスチェック制度」が12月1日から施行されること等、社会的な注目を集めているところです。

これから年末年始の慌ただしい時期を迎えるに当たり、貴職におかれましては、これらの状況を御理解いただき、同封したパンフレットに記載されている事項のうち、特に下記事項に御留意の上、会員事業場における法定労働条件の履行確保及び職場環境の整備が図られるよう、会員事業場に対する周知に一層の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 労働契約を締結する際に、労働条件を書面で明示すること。また、最低賃金以上の賃金を支払うこと。
- 2 労働時間を正しく把握し、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を適正に支払うこと。
- 3 法定の休憩時間を付与すること。
- 4 適正な人員配置、業務の見直し、設備の導入などにより、時間外労働及び休日労働を削減するとともに、長時間労働者に対しては医師による面接指導等の健康確保措置を講じること。
- 5 年少者(18歳未満の労働者)を危険有害業務や酒席に侍する業務に就かせないこと。また、年少者の労働時間は1日8時間以内、1週40時間以内とし、深夜業(午後10時から午前5時まで)を

行わせないこと。

- 6 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、転倒災害を防止すること。
- 7 重量物を取り扱わせる場合には、台車を使用する、作業姿勢や動作に注意する等により、腰痛による労働災害防止に努めること。
- 8 労働者数50人以上の事業場においては、常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施すること。